

令和6年5月23日(木曜日)



(発信者)
野々市市 市民協働課 広報広聴係
電話番号 076-227-6056
FAX 番号 076-227-6259
Mail kyoudou@city.nonoichi.lg.jp
HP https://www.city.nonoichi.lg.jp

ゼロカーボンシティのいち推進パートナー制度について

野々市市は、令和4年3月に、気候変動の主な原因である二酸化炭素排出量を2050年までに実質ゼロにすることをめざす「ゼロカーボンシティ」を宣言しています。

市域全体でゼロカーボンシティの実現をめざすため、ゼロカーボンシティの実現に向けてともに取り組む事業者や団体の皆さんをパートナーとして登録する「ゼロカーボンシティのいち推進パートナー制度」を開始します。

記

1 対象者

推進パートナー登録の対象者は、次の全ての要件に該当する事業者・団体等とします。

- (1) 野々市市におけるゼロカーボンシティの実現につながる取組を実施していること。または、推進パートナー登録の決定から1年以内に実施する予定であること。
- (2) 市内に事業所又は活動拠点を有すること。(※)市外からの申請を希望される場合は要相談
- (3) 野々市市暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員及びこれらと密接な関係を有するものでないこと。
- (4) 特定の政治、思想、宗教等の啓発を登録の目的としていないこと。
- (5) その他推進パートナーとして登録することが適当でないと市長が認める事実がないこと。

2 ゼロカーボンシティ実現に向けた取組の例

- ・太陽光発電設備の導入
- ・省エネ型機器や省エネ設備の導入
- ・ごみの減量や食品ロス削減の推進
- ・脱炭素につながるサービス・商品の提供
- ・市民を対象とした環境教育の実施 など

3 登録・実施の流れ

- (1) 事業者・団体から市へ申請書を提出いただきます。
- (2) 市が申請書を審査後、推進パートナーへの登録を決定し、登録証を交付するとともに登録内容を市HPへ掲載します。
- (3) 事業者・団体に、ゼロカーボンシティの実現に資する取組を実施していただきます。
- (4) 事業者・団体は、年1回、取組状況を市へ報告していただきます。
- (5) 市は、報告を受けた取組状況を、市HPへ掲載します。

お問い合わせ先

市民生活課 環境衛生係
担当:北坂 TEL:227-6052

